

## 手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	日本社会事業大学厚生棟（26）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	清瀬市竹丘3-1-30	
工事概要	<p>敷地面積 約59,110m<sup>2</sup></p> <p>1. 建物</p> <p>1) 厚生棟</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造 地上2階建</p> <p>建築面積：約1,270m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積：約2,480m<sup>2</sup></p> <p>用 途：研修施設</p> <p>工事内容：防水改修、外壁改修、塗装改修、環境配慮改修、電気設備改修、機械設備改修</p> <p>2) ペDESTリアンデッキ 他</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造 地上1階建</p> <p>延べ面積：約1,170m<sup>2</sup></p> <p>用 途：研修施設</p> <p>工事内容：塗装改修</p>	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公示日/期限日/開札日	R8.3.17 / R8.4.8 / R8.5.18	
工 期	契約締結の翌日から R8.12.21 まで	
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式（企業実績評価型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
	企業の施工実績等	<p>別表-1の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>（ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の外壁改修工事又は屋上防水改修工事</p> <p>（イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装のすべてを含む。）の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請</p>

		<p>した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。</p> <p>施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
--	--	---

## 「日本社会事業大学厚生棟(26)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 【工事の概要】

本工事は、日本社会事業大学（東京都清瀬市竹丘3-1-30）の厚生棟において、外壁改修、防水改修等を行うものです。本施設は、平成13年の外壁改修後25年が経過し、経年劣化による老朽化が著しく、内部への漏水や鉄筋露出及び錆等が確認されていることから、今回改修工事を行うものです。

### (1)主な工事内容

- ・防水改修 屋上の防水改修、外壁及び建具廻りのシーリング改修
- ・外壁改修 外壁仕上げ改修
- ・塗装改修 ペDESTリアンデッキの手摺り塗装改修、建具の塗装改修
- ・環境配慮改修 石綿含有建材の除去
- ・電気設備改修 建築改修に伴う改修
- ・機械設備改修 建築改修に伴う改修

### (2)施工時期、施工条件

- ・外周全面に足場設置を想定
- ・周辺地域に対する騒音、振動等の対策として、建物の全面に防音シートを設置
- ・ガラリ及びベントキャップ廻りの石綿除去作業時はガラリ及びベントキャップ部分を養生の上、施工を行う

### 【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

#### (1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2)入札時積算数量書活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

#### (3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。  
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

#### (4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\\_gijyutu00000018.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)

#### (5)週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む完全週休2日（土日）Ⅱ型を適用します。

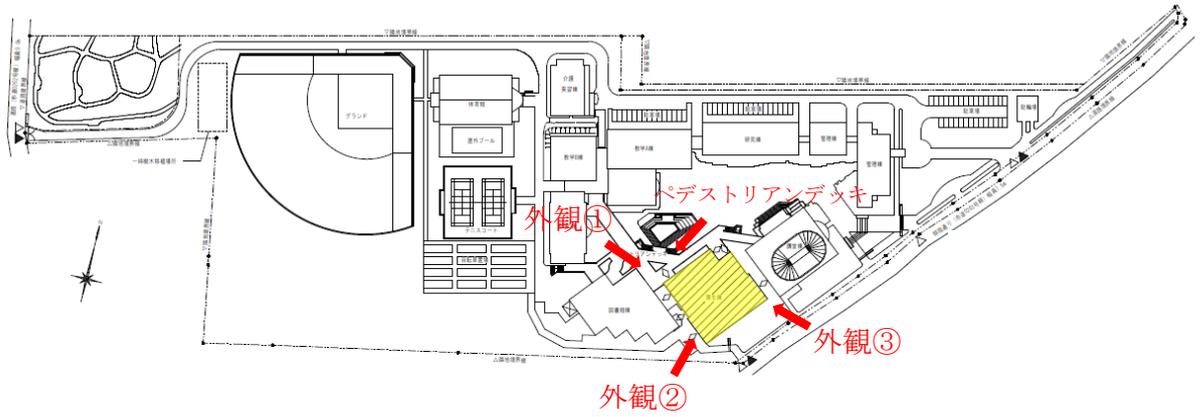
#### (6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・現場施工に着手するまでの期間（開札日から30日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

### (7) 見積活用方式の試行

- ・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

### 【参考】



配置図



外観①



外観②



外観③



屋上①



屋上②



ペDESTリアンデッキ